

候補者の推薦に当たってのご注意

各候補者につき提出部数を正本1部とします（副本の提出は必要ありません）。

また、電子データによる提出（メール送付等）を基本とします。

提出期限：令和7年2月25日（火）。

1. 基準日：令和7年10月1日時点

2. 顕彰対象者

次の（1）から（6）の要件のすべてを充たす方です。候補者の選定に当たって十分ご注意ください。

（1）審査基準日において、建設現場業務に直接従事している期間が20年以上の者

・1年に満たない端数月は切り捨てます。

（注1）1. 「建設現場業務に直接従事している」とは、直接工事施工を行うこと及び職長等として現場施工管理を行うことをいいます。

2. 「直接工事施工」とは、建設生産物の施工において機械・器具・手道具などを用いて原料・材料を加工する業務、建設機械を操作する業務又はその他の技能的な業務に従事することをいいます。

技術者等としての経験が大半であり直接工事施工の経験が全くない者又は研修・実習等に基づくごくわずかな直接工事施工の経験しか有しない者等直接工事施工における卓越した優秀な技能を保有していることを確認できない者は顕彰の対象外となります。

（顕彰の対象外となる者の例）

・就職当初又は就職間もない時期から、直接工事施工に従事することもなくもっぱら技術者等（現場代理人、監理技術者、主任技術者、監督見習、工務担当者、事務担当者等）として施工管理業務のみ（工程管理、原価管理、安全管理、品質管理等）や設計業務のみに従事していると認められる者

（注2）建設現場業務に直接従事した経験のある者が、産前産後休業、育児休業又は介護休業をした場合は、当該産前産後休業期間、育児休業期間、介護休業期間を現場業務従事期間に含めて算出してください。

なお、産前産後休業、育児休業、介護休業をした期間を現場業務従事期間に含めるためには、雇用主の証明（様式自由）が必要です。

・「産前産後休業」とは、産前は6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後は8週間の休業（労働基準法第65条第1項）

- ・「育児休業」とは、労働者が原則としてその1歳に満たない子を養育するためにする休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1号）
- ・「介護休業」とは、労働者がその要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の傷害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族を介護するためにする休業（育児・介護休業法第2条第2号）

(2) 基準日において、年齢40歳以上65歳以下の者。

- ・35歳以上40歳未満及び66歳以上の者については、技術・技能が特に顕著である等相当の理由がある場合に限り対象となります。特に66歳以上は要件はかなり厳しいので事前にご相談ください。
- ・技能者として活躍されている方（現役）が対象です。
- ・令和7年10月1日までに退職された場合顕彰の対象となりません。
- ・現場業務に直接従事している方であれば、経営者等の役職につかれていても構いません。

(3) 基準日において、自己の責任に関する無事故期間が3年以上である者

- ・1年に満たない端数月は切り捨てます。
- ・推薦書類提出後、基準日までの間に自己の責任に関する事故が発生した場合、必ず建設マスター事務局へ報告をお願いいたします。

(4) 次のすべての要件を充たす者

- ①技術・技能が優秀であること
- ②技術開発、施工の合理化を図り顕著な成績を挙げていること、かつ建設工事に相当の実績のあること
- ③後進の指導・育成に努めていること
- ④工事施工において安全・衛生の向上に貢献していること
- ⑤他の建設現場従業者の模範たりうること

※「①技術・技能が優秀であること」の目安

- (1) 建設キャリアアップシステム（CCUS）の能力評価基準が策定されている職種
 - ・CCUSゴールド・シルバーカード保持者
 - ・登録基幹技能者
 - ・CCUSレベル4又は3相当（CCUSカード非保持者でレベル4又はレベル3を取得できる資格を保有している者）
- (2) CCUS能力評価基準が策定されていない職種
 - ・1級技能士等又は当該職種に関係する資格の保有（個別判断）

(5) 以下に該当しないこと。

- ・ 刑の執行終了若しくは刑の免除を受けてから、禁錮刑以上は10年、罰金刑以下は5年の年数が経過していない者
- ・ 犯罪容疑者。

注) 反則金等の行政処分はこれに含みません。

※反則金：「交通反則告知書」（青キップ）により告知を受け、告知の際、渡された「納付書・領収証書」により金融機関で納付。これに対し、欠格事項となる道路交通法違反の罰金の場合は裁判所からの略式命令等で検察庁で納付。

(6) 既に叙勲、褒賞、国土交通大臣（建設大臣）表彰等を授与されていないこと。

3. 注意事項

- ・ 候補者の選定に当たっては、技能労働者を対象として貴団体独自に実施する優秀施工者表彰制度により表彰を受けた者の中から選定する等、貴団体で独自に策定した選考基準に基づく審査や審査委員会による審査などにより、十分な審査を行っていただくようお願いいたします。
- ・ 本顕彰の趣旨を踏まえ、建設キャリアアップシステムに登録されている技能労働者を積極的に推薦いただくことが望ましいと考えており、選定に当たっては、ご配慮いただきますようお願いいたします。
- ・ 本制度の一層の周知を図る観点から、単一年度においては、同一企業からの候補者は1名を基本とします。
- ・ これまでに団体役員（全国レベル）の経験がある者、現在団体役員（全国レベル）である者についても、推薦は差し控えてください。
- ・ 本顕彰に国籍要件はありません。2. 顕彰対象者の要件（1）から（6）のすべてを満たしている場合には、日本国籍以外の方の推薦も可能です。

4. 個人情報の取扱い

提出書類に記載された個人情報は、被顕彰者の審査及び顕彰以外の目的には使用しません。ただし、被顕彰者につきましては、顕彰のため原則として、氏名、性別、年齢、居住地（都道府県名・市区町村名）、職種、所属会社名及び所属会社の本社所在地（都道府県名・市区町村名）を報道発表及び国土交通省 HP で公表いたします。

また、建設マスターの活躍の場がさらに広がっていくことを期待して、上記の情報に加えて顔写真、技能功績の概要を行政等の広報誌、ホームページ等への掲載、業界紙への提供等を行う場合があります。つきましては、推薦者はあらかじめ候補者にその旨の同意を得てください。

5. 作文の募集について

候補者自身のお子さん等を対象に、「ぼく・わたしから見たお父さん・お母さん（おじいさん・おばあさん、おじさん・おばさん）の仕事」というテーマで、作文を募集します。これは、建設技能者を日頃から身近で見ている建設技能者のお子さん等に、建設技能者の仕事について、誇りに思うこと、感じていることを作文にしてもらうことで、建設技能者の仕事の価値を再認識し、建設技能者に対する評価を高めることを目的とするものです。

作文の応募は任意とし、この作文は被顕彰者選考の判断材料とはしません。

応募された作文につきましては、国土交通省ホームページに掲載するとともに、顕彰式当日にパンフレット形式で配布します。

(1) 応募資格

候補者のお子さん・お孫さん・甥御さん・姪さん（未成年者（令和7年4月1日現在で18歳未満））に限ります。

(2) テーマ

「ぼく・わたしから見たお父さん・お母さん（おじいさん・おばあさん、おじさん・おばさん）の仕事」

（候補者の仕事に関する作文であれば、題名は自由です）

例えば、

- ・建設技能者として働く候補者を誇りに思ったこと
- ・家庭で建設技能者という仕事について見聞きして感じたこと
- ・建設技能者という仕事について思っていること、感じていること など

(3) 様式・文字数

様式は任意です。原稿用紙又は作文様式2にお書きください（その他も可）。

400字詰め原稿用紙1～3枚程度（400字～1,200字程度）。

手書きの場合は、鉛筆（HB以上）またはボールペンで記入してください。

作文には、本文の前に、題名、氏名（ふりがな）を記入してください。

(4) 応募点数

1人1点（1人の候補者について複数の応募資格者がいる場合は、複数応募していただいても構いません）。

(5) 応募方法

応募用紙（作文様式1）を記載し、候補者の推薦書類とともに提出してください。

提出期限：令和7年2月25日（火）。

(6) その他

応募された作文はお返しできません。

応募された作文のうち、数点につきましては、顕彰式典当日に紹介させていただきます。また、顕彰制度・被顕彰者の広報活動に利用する場合がありますので、その点をご理解の上ご応募ください。